電力の環境配慮調達評価基準

(電力の一般競争入札における環境配慮に関する手順書 別紙)

入札者は、本基準に基づき自社の情報開示および環境負荷状況ならびに負荷低減についての状況等を 評価し、様式1(適合証明書)に記載したうえで西宮市長に提出するものとする。

I. 電源構成および二酸化炭素排出係数の開示方法および内容

入札者が、電力の小売営業に関する指針に基づき、適切に電源構成および二酸化炭素排出係数の 開示を行っていることを入札参加の必須要件とし、開示方法およびその内容について具体的に記入 するものとする。

Ⅱ. 評価点配点表

1. 基本評価項目(環境負荷状況および環境負荷低減についての数値評価)

項目	区		分		点数
			0.375	未満	70
	0.375	以上	0.400	未満	65
	0.400	以上	0.425	未満	60
	0.425	以上	0.450	未満	55
	0.450	以上	0.475	未満	50
	0.475	以上	0.500	未満	45
①評価年度の1kWhあたりの全電力平均二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh)	0.500	以上	0.525	未満	40
all what did 352/ NVIII)	0.525	以上	0.550	未満	35
	0.550	以上	0.575	未満	30
	0.575	以上	0.600	未満	25
	0.600	以上	0.690	未満	20
	0.690	以上			0
	0.675%	以上			10
②評価年度の未利用エネルギーの活用状況	0%	超	0.675%	未満	5
	活用していない			0	
	7.50%	以上			20
	5.00%	以上	7.50%	未満	15
③評価年度の再生可能エネルギー導入状況	2.50%	以上	5.00%	未満	10
	0%	超	2.50%	未満	5
		活用して	いない		0

2. 加点評価項目(環境負荷低減についての社会的活動状況等)

項目	区分	点数
④環境マネジメントシステムの導入状況	あり	5
受境境マネジスプトジステムの等八秋流	なし	0
⑤西宮市内における環境活動への参画と協働の実績	あり	5
(関連会社を含む)	なし	0
⑥需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の	あり	5
取組	なし	Ο

Ⅲ. 評価および記載の方法と用語の定義

用語	定義および計算方法・評価方法	
評価年度	一般競争入札を行う旨の公告を行う日における電気事業者ごとの排出係数実	
	績の官報告示のうち、最新年度のことをいう。	
	(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣	
	により公表されている電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数の告示)	
評価年度の	前項の評価年度の定義に基づき、告示されている各電気事業者ごとの排出係	
1kWh あたりの	数のうち、 <u>調整後排出係数</u> をいう。	
全電力平均二酸	事業者ごとの排出係数がない場合においては、代替値のことをいう。	
化炭素排出係数		
	 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分も含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。 工場の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再エネ特措法第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) 高炉ガス又は副生ガス 	
評価年度の未利 用エネルギーの	評価年度における未利用エネルギーの活用状況の算出方法は、以下のとおり。	
活用状況	評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端 kWh)を評価年度の	
	供給電力量(需要端 kWh)で除した数値	
	(算出式) 評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) 評価年度の供給電力量(需要端)	
	 ● 評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分を含まない。	

用語	定義および計算方法・評価方法
	● 評価年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
	 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ● 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測に燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ● 未利用エネルギーの実測に燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 (※)評価年度以降に市場参入した電気事業者の場合は、本項目を「参入年度」
	と読み替え、利用割合を算出するものとする。この場合、参入月から当該年
	度の年度末末月までの実績を使用するものとする。
	再生可能エネルギーとは、再エネ特措法第二条第4項に定められる再生可能 エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用 いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電気に含ま れる再生可能エネルギー電気については含まない。)
	再生可能エネルギーの導入状況の算出式は (① + ②) / ③ ① 評価年度に自社の施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 kWh)
評価年度の再生 可能エネルギー 導入状況	② 評価年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端 kWh) ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。 ③ 評価年度の供給電力量(需要端 kWh)
	 評価年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事業者への販売分は含まない。 評価年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。 (※)評価年度以降に市場参入した電気事業者の場合は、本項目を「参入年度」と読み替え、利用割合を算出するものとする。この場合、参入月から当該年度の年度末末月までの実績を使用するものとする。

用語	定義および計算方法・評価方法	
環境マネジメン トシステムの導 入状況	入札実施時における環境マネジメントシステム(以下、「EMS」という)で、評価対象となるEMSはISO14001、JIS Q 14001、エコアクション 21、KEMS、KES、及び、それらと相互認証を締結しているEMSとする。 上記のEMSを自社の事務所・工場等で取得し、事業者として環境負荷の低減に努めていること。 EMSの導入状況が一部の事業所である場合、その認証書(写)とともに、事業者全体の環境報告書・CSR報告書等を添付すること。	
西宮市内におりの実は活動の実	平成29年度から、入札公告日が属する年度までの間における、西宮市内で行われる環境活動への参画と協働の実績の有無。不特定多数を対象とした行事等だけではなく行事の参加者が限定的であるものや、それ以外の地域環境保全に関する活動等も含む。具体的には以下の事例および、これに類する行事が該当する。 ① 行政による平成29年度~平成31年度(令和元年度)の環境学習事業への協力 ● エネルギー勉強会等 ② 市内における環境学習活動 ● 市内の学校(市立・私立を問わない)や、自治会・コミュニティやNPOの要請による出前講座等 ● 市域をフィールドとして行われる環境学習行事等への協賛や主催 ③ その他、地域における環境活動 ● 事業所における環境活動 ● 事業所における場境活動の実施 ● 事業所・工場等における見学受け入れ時の公害防止の取組紹介等 (実施主体に関する注意事項) ● 入札する電気事業者の活動以外にも、その事業者への出資比率が20%以上である関連会社が行っている活動についても、これを評価の対象とする。 ● 電気事業者および上記の関連会社の事務所等が市内に所在する場合において、地域環境に資する活動を行っている場合についても評価の対象とする。	
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するもので、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、通常の使用電力量の通知は評価対象とはならない。	

用語	定義および計算方法・評価方法
	具体的な評価内容として
	● 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
	● 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リア
	ルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)
	例えば
	● 需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にする
	● 需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行う
	● 電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協
	カした需要家に対して電力料金の優遇を行う
	等があげられる。
	なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な
	情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホーム
	ページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知
	等は評価対象とはならない。